

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎を成すものである。

災害の予防は、基本法第47条に定める災害予防責任者（指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上の重要な施設の管理者）がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のための必要とする施策を忠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

町災害対策組織職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、次のとおりとする。

第1 実施責任者

1 災害対策組織全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練等を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 普及・啓発推進の方法

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分りやすく発信するものとする。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存することより減災の確実な遂行に役立てる。
- (4) 防災土育成事業などにより、地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第2 配慮すべき事項

- 1 国内におけるこれまでの大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、特に、地域見守り推進事業により平時から安否確認を必要とする住民に対して、地域において支援する体制が確立するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 地域自らによる、町内7カ所の避難所の活用マニュアルづくりを促進するなど、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

- 5 各地域において、防災リーダーの育成、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 6 防災（防災・減災への取組実施期間）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 町主催防災訓練、防災活動への参加
- 2 広報紙の活用
- 3 町ホームページ、IP告知端末機の活用
- 4 マニュアル、パンフレットの配付
- 5 研修、講習会、講演会等の開催
- 6 防災士の資格取得に関する助成

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 月形町地域防災計画
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 農作物の災害予防事前措置
 - (5) その他
- 4 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア （家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 防災気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 5 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 6 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対

第4章 災害予防計画

応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発育段階等の実態に応じた内容として実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、町長は、単独又は他組織・団体の災害予防責任者と共同で行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練を実施するものとする。

第1 訓練の種別

それぞれの災害応急対策の万全を期するため、関係機関との緊密な連携の上、次の訓練を実施するものとする。

1 水防訓練

消防職団員の動員、水防工法、水防資機材の輸送等、町水防計画に掲げる訓練

2 消防訓練

消防職団員の出勤、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡等の訓練

3 避難救助訓練

水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食等を織り込んだ訓練

4 災害通信訓練

気象警報の伝達、災害発生状況報告、被害報告等の伝達訓練

5 非常参集訓練

本部各班員及び消防職団員の参集訓練

6 総合防災訓練

防災関係機関と町民等の連携を図る総合訓練

7 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策を図上で行う訓練

8 その他防災に関する訓練

他の機関で実施する訓練への協力、その他防災に関する訓練

第2 民間団体等との連携

町は、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等及び災害時における相互応援協定を締結した防災関係機関等と連携した訓練を実施するものとする。

【参考】資料編5-1 締結協定一覧表

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備とともに、町内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、事業者との連携を進め、備蓄量の把握に努める。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう務めるものとする。

第1 食料その他の物資の確保

- 1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、おおむね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。
- 2 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄に努めるよう啓発する。

第2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房機器・燃料等の整備に努める。

第3 備蓄倉庫等の整備

町が所管する備蓄倉庫は、次のとおりとする。

名 称	位 置
月形町防災備蓄倉庫	月形町1047番地13

【参考】資料編 月形町防災備蓄倉庫備蓄品一覧表

第4 物資及び防災資機材の保管

物資及び防災資機材については、防災備蓄倉庫に保管するほか、防犯上の観点から、その一部を指定避難場所に分散する。

分散備蓄場所

施設名称	対象地区	備蓄基準
月形町防災備蓄倉庫	北農場、赤川	対象地区住民の1割が3日間各避難所において生活が可能で備蓄品を保管
旧札比内小学校	札比内1～5区	
総合体育館	市北、市南、南耕地昭栄、中和、知来乙	

第4節 相互応援体制整備計画

町は、災害応援対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第1 基本的な考え方

町は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援期間の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、町への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援体制の整備

道や他市町村への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、連絡先の共有を徹底するなど、受援体制を整えておくものとする。

また、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互の協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど必要な準備を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も検討するものとする。

更に道、他市町村その他防災関係機関等との連絡先の共有を図るとともに、連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

【参考】資料編5-1 締結協定等一覧

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに事業所等を含める地域住民による自主防災体制の整備、育成を推進する。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、行政区ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して初期活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織普及のため啓発資料の作成をはじめ、防災士等地域リーダーの育成、地域で行う研修会や避難訓練への支援に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自主防災組織が法令により義務付けている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、あらかじめ組織内の役割の分担を定めておくものとする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるので、住民の連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- 3 高齢者比率の高い地域においては、隣接する地域と協力して活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練は、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とし、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大、延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速、かつ、安全に避難できるよう実施する。

エ 救助救出訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

図面を活用して、想定される災害に対して、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する。地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これらの資機材は災害時に速やかに応急措置をとることができるよう日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を定めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器等を使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きとなった者を発見したときは、町等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の処置を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑

第4章 災害予防計画

に避難場所へ誘導する。

なお、要配慮者の内、自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもと避難させる。

(5) 給食、救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うには、組織的な活動が必要となるので、あらかじめ避難所運営のマニュアル等を作成し、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

【参考】資料編 3-2 避難所運営・活動計画

3-3 避難所運営マニュアルづくりの手引き

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

第1 避難場所の確保及び標識の設置

- 1 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所の整備を図るとともに、避難場所に標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- 2 広域避難場所の選定要件
 - (1) 火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド等の空間を確保できること。
 - (2) 崖崩れや浸水などの危険がないこと。
 - (3) 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

第2 避難場所の確保及び管理

町は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを収容するための避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。

また、地震など影響範囲の大きい災害については、町の避難所に収容しきれない場合があることから、近隣市町村との避難者の相互受入れ協定などにより、収容能力の確保を図ることとする。

1 避難所の選定要件

- (1) 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。
- (2) 浸水等の被害のおそれがないこと。
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- (4) 地割れ、崖崩れ等の予想されない地盤地質地域であること。
- (5) 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。

2 避難所の管理

- (1) 避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと。
- (2) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- (3) 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

第3 避難場所、避難所の住民への周知

町は、避難場所等の指定を行った場合は、住民に対し、次の事項の周知徹底を図る。

1 避難場所等

- (1) 避難場所等の名称、所在地
- (2) 避難対象世帯の地区割り
- (3) 避難場所等への経路及び手段
- (4) 避難時の携行品等注意すべき事項

2 避難のための知識の普及

- (1) 平時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所及び連絡方法など
- (2) 避難時における知識

第4章 災害予防計画

安全の確保、移送手段、携行品など

(3) 避難後の心得

集団生活、避難先の登録など

第4 避難計画

町は、町民、特に要支援者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難支援計画を作成する。

また、避難指示、一般住民に対する避難準備を呼びかけるとともに避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（避難行動要支援者）情報について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成や、避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

また、これらの避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを作成し公表するものとする。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

1 避難計画

避難計画は、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるとともに、次の事項に留意するものとする。また、避難行動要支援者等を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。さらに、避難所において避難を継続することが困難と判断される避難行動要支援者については、社会福祉施設等の協力を得ながら、社会福祉施設等に一時的に避難させるものとする。

- (1) 避難指示、又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所・避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

エ 避難住民に対する各種相談業務

(7) 避難に関する広報

ア 防災行政無線による周知

イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知

ウ 避難誘導車による現地広報

エ 住民組織を通じた広報

オ IP告知端末機による周知

2 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

(1) 避難の場所（避難場所、避難所）

(2) 経路

(3) 移送の方法

(4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

(5) 保健、衛生及び給食等の実施方法

(6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

3 被災者の把握

町は、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図る。また、災害時は避難状況、被災状況などを把握するため、防災情報提供システムを活用し、避難状況の把握に努めるものとする。なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

第7節 避難行動要支援者対策計画

災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。

第1 安全対策

災害発生には、避難行動要支援者が被害を受ける場合が多いことから、町及び社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、防災担当課と福祉担当課との連携の下、町内に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとし、岩見沢地区消防事務組合、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉施設等関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援等の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者の実態把握及び名簿対象者範囲

町は、避難行動要支援者について地域見守り推進事業の名簿をもとに、あらかじめその実態を把握しておく。

なお、名簿対象者の範囲は、生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方とする。

- ア 要介護認定3～5を受けている方
- イ 身体障害者手帳を所持する方で、下記の手帳を所持する方
 - ①体幹 1～3級
 - ②上肢 1、2級
 - ③下肢 1～3級
 - ④視覚 1、2級
 - ⑤聴覚 2、3級
 - ⑥内部 1～3級
 - ⑦音声、言語・咀嚼3級
- ウ 療育手帳AもしくはBを所持する方
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級もしくは2級を所持する方
- オ 人工透析、酸素療法、インシュリン注射等の医療依存度が高い方
- カ 食事療法中の方、乳幼児、妊婦など定期的に医療の必要な方
- キ その他支援の必要な方

(2) 名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 名簿の更新

住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の変更等を適切に反映させるため、毎年1回以上更新するものとする。

(4) 避難支援等関係者への名簿提供

町は、災害の発生に備え、岩見沢地区消防事務組合、岩見沢警察署、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難行動要支援者の同意を得た上で名簿を提供するものとする。

(5) 名簿情報保護

町は、名簿の情報漏えい防止のために次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- ア 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 名簿の提供を受けるものに対し、名簿の情報漏えいのために必要な措置を講ずるよう求める。
- ウ 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- エ 施錠可能な場所へ名簿の保管を行うよう指導する。

(6) 避難体制の確立

町は、避難行動要支援者に対する避難誘導等について、行政区、町内会、班といった顔の見える関係に基づき、隣近所が助け合って行うよう、また、避難所の指定にあたっては、避難行動要支援者の実態に合わせて利便性や安全性に十分配慮するとともに、社会福祉施設等の協力を得て、社会福祉施設等に一時避難を行える体制の確立を図る。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難行動要支援等関係者本人又は、その家族等の生命及び身体の安全を守ることを最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難行動要支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮することとする。

(8) 防災教育・訓練の充実

町は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるため、それぞれの実態に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医療品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第4章 災害予防計画

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育、防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、入所者の災害対応能力を高める。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するものとする。

第2 救助活動

町は、避難行動要支援者の早期発見等に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な救助活動を行う。

1 避難行動要支援者の確認

町は、災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者の所在、安否の確認に努める。

2 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。この場合において、災害時要援護者用避難施設の使用に関する協定及び災害時住民避難用車両の使用に関する協定による社会福祉施設等の協力を得て、車椅子又はストレッチャーに対応可能な車両（以下「福祉車両」という。）の提供を受けるなどして、避難行動要支援者に配慮した移送を行う。

(1) 避難所への移送

(2) 病院への移送

(3) 施設等への移送

3 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

4 在宅者への支援

町は、避難行動要支援者が在宅での生活が可能と判断される場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

5 応援依頼

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、近隣市町村及び南空知災害時相互応援に関する協定締結市町等へ応援を要請する。

- 【参考】資料編5
- ・5-5 災害時住民避難用車両の使用に関する協定
 - ・5-6 災害時要援護者用避難施設の使用に関する協定
 - ・5-13 南空知災害時相互応援に関する協定

第3 外国人に対する対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、住民登録等様々な機会をとらえて防災対策について周知を図る。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練、防災教育の実施

第4章 災害予防計画

第8節 情報の収集伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画に定める所による。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ防災会議会長に報告するものとする。
- 2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有する。

第2 町及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達を心掛け、より確実な情報提供に努める。
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多様化に努めるものとする。特に被災者等への情報伝達手段として防災無線等の無線系、IP告知端末機等の有線系や携帯電話も含め要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

第9節 建物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するための計画は、次のとおりとする。

第1 建築物防災の現状と予防対策

本町においては、過疎化の進行とともに空き家や老朽化建物が散見されている。このため、定期的な巡回等の実施や廃屋等の適正管理指導に努める。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地域においては、建築物の建築制限を行うものとする。

第10節 消防計画

本町にかかる火災その他の災害を防除し、消防機関が十分にその機能を発揮して、町民の生命、身体及び財産を保護し、かつ、被害の軽減に寄与するための必要な事項については、別に定める岩見沢地区消防事務組合消防計画によるものとする。

【参考】資料編3-4 岩見沢地区消防事務組合消防計画

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、水防法に基づき作成した月形町水防計画の定めるところによるものとし、重要水防警戒区域、洪水氾濫危険区域は別表2のとおりである。

なお、洪水予報及び重要な気象予報等が発令された場合においてはIP告知端末機、防災行政無線、広報車等により住民周知を図るものとする。

【参考】資料編3-4 月形町水防計画

1-2 別表2 重要水防警戒区域、洪水氾濫危険区域

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- 1 学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。
- 2 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を指導するものとする。

第13節 雪害予防計画

雪害に対処するための計画は、月形町豪雪等災害マニュアルの定めるところによるものとし、防災関係機関との相互連携による予防対策及び町の体制は、次のとおりである。

第1 予防対策

1 除雪路線実施区分

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施するものとする。

- (1) 国道は、北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所が行う。
- (2) 道道は、空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所が行う。
- (3) 町道は、町が行う。

2 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

(1) 第一次目標

期 間 11月

目 標 除雪機械車両等の整備点検及びスノーポール等の設置点検

(2) 第二次目標

期 間 12月から3月

第4章 災害予防計画

目 標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

3 除雪作業基準

国道路線（北海道開発局札幌開発建設部）

種 類	除 雪 目 標
第1種	昼夜の別なく除雪し、交通を安全に確保する。
第2種	2車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	1車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は行わない。

道道路線（空知総合振興局札幌建設管理部）

種 類	除 雪 目 標
第1種	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時には、極力2車線確保を図る。
第2種	2車線確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時には、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	2車線幅員確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。 状況によっては、1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

町道（月形町）

種 類	出 動 基 準	除 雪 目 標
早 朝	降雪深 15 cm	午前7時30分までに最低1車線の確保を図る。
日 中	降雪深 10～15 cm	最低1車線の確保を図る。
夜 間	降雪深 20 cm	午後5時～午後8時30分までに最低1車線の確保を図る。

4 排雪

排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上決定するものとし、投下に際しては溢水災害等の防止に十分配慮するものとする。

第2 町の体制

町は、雪害対策を円滑に実施するため、次の事項に留意し所要の対策を講ずるものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制の確立をすること。
- 3 積雪における消防体制を確立すること。
- 4 通信施設の整備点検を行うこと。

【参考】資料編3-1 月形町豪雪等災害対応マニュアル

第14節 融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策は、月形町水防計画に定めるもののほか、次のとおりである。

第1 予防対策

1 防災気象情報及び積雪状況の把握

融雪出水期においては、地域内の積雪及び融雪状況を把握するとともに、融雪災害に関する注意報並びに警報等防災気象情報に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 重要水防区域等の警戒

町は、重要水防警戒区域、洪水氾濫危険区域（別表2）の危険を事前に察知し、被害拡大を防止するため、岩見沢地区消防事務組合の協力を得て、出水等による災害発生が予想される河川等を調査するとともに、警戒を行うものとする。

3 河川障害物の除去及び施設の点検整備

河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及び塵芥等により河道が著しく狭められ、出水による被害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努めるとともに、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検に努めるものとする。

4 ダム、貯水池における施設の点検整備

ダム、貯水池等（以下「ダム等」という。）水防上重要な施設の管理者（以下「ダム管理者等」という。）は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分に行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達的確かつ迅速に行えるよう、通報体制の確立を図るものとする。

5 道路の除排雪

道路管理者は、積雪、捨雪及び塵芥等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

【参考】資料編1-2 別表2 重要水防警戒区域、洪水氾濫危険区域

第2 応急対策

防災関係機関は、融雪、出水等による災害が発生した場合は、関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

第3 町の体制

町は、融雪災害対策を円滑に実施するため、次の事項に留意し所要の対策を講ずるものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 防災気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示ができるようにしておく。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。

第4章 災害予防計画

- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力を得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第15節 土砂災害防止計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現況

本町における、土砂災害危険区域は資料編1-3別表3のとおりである。

区 分	箇 所 数	摘 要
山腹崩壊	29	民有林
地すべり	0	
崩落土砂流出	15	民有林

【参考】資料編1-3 別表3 土砂災害危険区域一覧表

第2 予防対策

土砂災害警戒区域等の指定について、計画に基づいて警戒区域における円滑な警戒、避難が行われるための事項を整備するとともに、住民への周知を行うものとする。

また、土砂災害警戒区域ごとに情報収集及び予防警報の発令・伝達、避難、救助、その他当該区域の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等について、計画に定め、住民の安全の確保を保障するものとする。

第3 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住宅、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害等につながるおそれがあるため、町及び関係機関は、地すべり防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。また、地すべり防止区域に標識を設置するなど、住民に周知を図るとともに、定期的に巡回を行うなど斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合、速やかに住民に通報し、避難を呼びかける。

2 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、がけ崩れが発生すると、多くの住宅、農耕地、公共施設等に被害発生し、二次災害では、山地の崩壊による土石流災害等につながるおそれがあるため、町及び関係機関は、急傾斜地崩壊防止工事等の推進を図るとともに、定期的な点検の実施と速やかな住民周知を行うよう努めるものとする。

3 土石流予防計画

住民に対して、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、危険区域の住民に対し、河川等の異常（山

鳴、水位の急激な減少、急激な濁り)の報告や住民や住民自身による防災措置(自主避難)などの周知、啓発を図る。

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期における災害の軽減を図るための計画は、次のとおりである。

第1 積雪対策の推進

町は、月形町豪雪等災害対応マニュアルによる積雪対策の実施努め、防災関係機関とは、北海道雪害対策実施要綱等に基づき、相互に連携協力して実行ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

- 【参考】資料編3-1 月形町豪雪等災害対応マニュアル
資料編3-6 北海道雪害対策要綱

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、月形町豪雪等災害対応マニュアル及び北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給等応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、道及び町は、他の道路管理者と連携を図り、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含む面的な道路交通確保対策を推進する。

1 除雪体制の強化

- (1) 町の道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- (2) 町の道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

2 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- (1) 町の道路管理者は、冬期交通の確保を図るため道路の整備や施設の整備を推進する。
- (2) 町の道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、防雪柵等の整備を促進する。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

第4章 災害予防計画

また、自力での屋根除雪が不可能な世帯に対しては、月形町豪雪等災害対応マニュアル（第5章緊急除雪体制 第6章 自助・共助・公序による役割分担と相互連携及び協力）により対応する。

2 積雪期における避難場所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 避難所対策

町は避難施設における暖房等の需要の拡大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材の備蓄に努める。

2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備や備蓄とともに電力供給が遮断された場合における非常電源等バックアップ設備等の整備に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工は困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するとともに公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等長期対策を検討する。

【参考】資料編3-1 月形町豪雪等災害対応マニュアル

第17節 複合災害に関する計画

町は、道をはじめとする防災関係機関とともに、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

- 1 後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 地域特性に応じ発生可能性が考えられる複合災害を考慮し、外部支援の要請等についてのマニュアル等の充実に努める。
- 3 町は、複合災害時における道民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。